

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
番号	区域			番号	区域		
略	……略……			略	……略……		
6	平成27年7月10日付け立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「立川駅北口西地区整備計画区域」という。）			6	平成27年7月10日付け立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「立川駅北口西地区整備計画区域」という。）		
7	平成27年7月10日付け立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西国立駅西地区整備計画区域」という。）			7	平成27年7月10日付け立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「西国立駅西地区整備計画区域」という。）		
8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「立川基地跡地昭島地区整備計画区域」という。）						
別表第2（第3条～第7条関係）				別表第2（第3条～第7条関係）			
1	……略……			1	……略……		
2	立川基地跡地関連地区整備計画区域			2	立川基地跡地関連地区整備計画区域		
計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	壁面の位置の	計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	壁面の位置の

			制限				制限
A 1 地区	1 倉庫業を営む倉庫	……略……		A 1 地区	1 倉庫業を営む倉庫	……略……	
A 2 地区	2 住宅	地区全体を一敷		A 2 地区	2 住宅	地区全体を一敷	
A 3 地区	3 住宅で事務所、店	地とする。ただ		A 3 地区	3 住宅で事務所、店	地とする。ただ	
A 4 地区	舗その他これらに類 する用途を兼ねるも の	し、市長が用途 上やむを得ない と認め、かつ、		A 4 地区	舗その他これらに類 する用途を兼ねるも の	し、市長が用途 上やむを得ない と認め、かつ、	
	4 共同住宅、寄宿舍 又は下宿その他これ らに類するもの	法第86条の規定 に基づく一団地 の認定により2	…略…		4 共同住宅、寄宿舍 又は下宿その他これ らに類するもの	法第86条の規定 に基づく一団地 の認定により2	
	5 老人福祉法（昭和 38年法律第133号）第 29条第1項に規定す る有料老人ホーム	以上の建築物を 建築することが 相当と認められ た場合であって			5 老人福祉法（昭和 38年法律第133号）第 29条第1項に規定す る有料老人ホーム	以上の建築物を 建築することが 相当と認められ た場合であって	
	6 風営法第2条第6 項に規定する店舗型 性風俗特殊営業の用 に供するもの	は、 <u>3,000平方 メートル</u>			6 風営法第2条第6 項に規定する店舗型 性風俗特殊営業の用 に供するもの	は、 <u>3,000平方メ ートル</u>	
	7 マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの				7 マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの		
	8 A 3 地区にあって は、 <u>主たる用途</u> が次 に掲げる用途以外の				8 A 3 地区にあって は、 <u>主たる用途</u> が次 に掲げる用途以外の		

	<p>もの。ただし、A2地区及びA3地区全体をあわせて一敷地とする場合で、次に掲げる用途を含み、市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>ア 劇場、演芸場又は観覧場</p> <p>イ 展示場その他これに類するもの</p> <p>ウ 美術館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>9 立川都市計画道路8・1・1号都市軸線に面する建築物で、その面する低層階の部分が店舗、飲食店等これらに類する用途以外のもの。ただし、市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めたものは、この限りでない。</p>				<p>の。ただし、A2地区及びA3地区全体をあわせて一敷地とする場合で、次に掲げる用途を含み、市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>ア 劇場、演芸場又は観覧場</p> <p>イ 展示場その他これに類するもの</p> <p>ウ 美術館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>9 立川都市計画道路8・1・1号都市軸線に面する建築物で、その面する低層階の部分が店舗、飲食店等これらに類する用途以外のもの。ただし、市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めたものは、この限りでない。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

	い。		
……略……	……略……	……略……	…略…

3 ……略……

4 一番町五丁目地区整備計画区域

用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
…略…	…略…	…略…	…略…

5 西武立川駅南口地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
住宅地区	…略…		…略…	…略…	計画図に示す3号壁面にあつては、0.5メートル以上

6及び7 ……略……

8 立川基地跡地昭島地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
公的利用地区A	次に掲げる建築物 1 ごみ焼却場 2 前項の規定による建築	1,000平方メートル	30メートル	計画図に示す6号壁面にあつては、1メートル以上

	い。		
……略……	……略……	……略……	…略…

3 ……略……

4 一番町五丁目地区整備計画区域

名称	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
一番町五丁目地区整備計画区域	…略…	…略…	…略…	…略…

5 西武立川駅南口地区整備計画区域

名称	用途の制限	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
住宅地区	…略…		…略…	…略…	計画図に示す3号壁面にあつては、0.5メートル以上

6及び7 ……略……

	<u>物に附属するもの</u> <u>3. その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの</u>				
公園 利用 地区	<u>次に掲げる建築物以外の建築物</u> <u>1. 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設又は計画図に示す公園2号の利用者が使用するもの</u> <u>2. 前項の規定による建築物に附属するもの</u> <u>3. その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの</u>	<u>1,000平方メートル</u>	<u>10メートル</u>		
備考	……略……			備考	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。